

Features

施設の特長



施設内で
血液透析が可能

施設内に併設する新生会附属診療所へのスタッフの支援付き通院により、負担を抑えながら透析治療を受けていただけます。HOSPYグループの名古屋記念病院、新生会第一病院等の協力医療機関と連携し、安心の医療体制を整えています。協力医療機関への受診は、原則としてスタッフが付き添います。訪問による歯科診療にも対応しています。



食事支援
体調や嗜好に合わせた食事提供

昼食はバイキング方式を取り入れ、その日の体調やご希望に応じてメニューを選択いただけます。食事療法や嚥下機能に配慮が必要な方には、管理栄養士との相談に基づき療養食を提供します。



社会福祉法人新生会

あしたの丘
ASHITA no OKA

見学・お問い合わせ

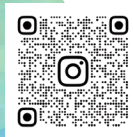
施設での生活やサービス内容について、随時ご相談を受け付けております。見学をご希望の方は、事前にご予約のうえお越しください。

あしたの丘 入所担当

☎ 052-836-6001

☎ 052-836-1756

✉ oka-info@hospy.or.jp



Instagram



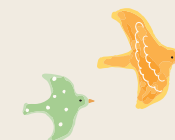
公式HP

安心できる暮らしと、
切れ目のない医療ケアを

About Us

障害者支援施設 あしたの丘とは

身体介護などの生活支援と、
血液透析を含む医療的ケアの
両方を提供する障害者支援施設です。
常時介護が必要な方もご利用いただけます。
原則として利用期限はなく、
必要に応じてご利用いただけます。



障害者支援施設



社会福祉法人新生会

あしたの丘
ASHITA no OKA

#IOSPY

施設入所のご案内（透析）



生活に彩りを



日々の生活が
単調にならないよう、
多様な日中活動を
ご用意しています。

生活支援・日中活動

リハビリ

理学療法士(PT)およびあん摩マツサージ指圧師が、一人ひとりの生活に合わせたプログラムを提供します。



日中活動

音楽療法、介護美容、カラオケ、ボッチャ、創作活動など楽しみながら参加できる多様な活動を実施しています。地域のボランティアの皆さまにもご協力いただいています。



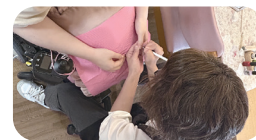
個別支援

誕生月には、「あなたの願い応援します企画」による外出支援等を行います。日常的にも一人ひとりの意思決定を支援し、希望の実現をサポートします。



外出、施設内行事

少人数でのお出かけや買い物、デリバリー企画などを通じて地域とのつながりを大切にしています。施設内には毎日オープンする喫茶店があり、利用者の皆さまの憩いの場となっています。



季節行事

お花見、七夕、あしたの丘まつり、クリスマス会、餅つきなど、季節を感じる行事を大切にしています。



入所までの流れ

01

お問い合わせ

まずはお電話等でお問い合わせください

02

事前相談・施設見学

お気軽にお尋ねください

03

お申し込み

必要書類のご提出をお願いします

04

入所判定・面談

障害支援区分認定、身体障害者更生相談所等の行政機関による入所判定・面談等

05

入所決定

待機期間を経てご入所していただきます

お待ちしています!



ご利用いただける方

以下の条件を満たす方が対象となります。

- 障害者総合支援法に基づく障害支援区分4以上(50歳以上の方は区分3以上)の方
- 生活介護および施設入所支援の障害福祉サービスの支給決定を受けられる方
- 身体障害者手帳をお持ちの方
- 病状が安定しており、継続的な透析治療が可能で、夜間の医療的対応を必要としない方

※透析治療に加えて肢体不自由・聴覚・視覚・言語・知的障害・高次脳機能障害等のある方も、支援を受けながら生活されています。まずはご相談ください。

HOSPYグループ



あしたの丘

TEL : 052-836-6001



名古屋記念病院

TEL : 052-804-1111



新生会第一病院

TEL : 052-808-2100

ホスピエ居宅介護支援事業所
TEL : 052-893-7180



東海クリニック

TEL : 0562-33-1331



東海知多クリニック

TEL : 0569-44-1111



金山クリニック

TEL : 052-679-1700



鳴海クリニック

TEL : 052-626-2626



平針記念クリニック

TEL : 052-800-1300



新生会クリニック

TEL : 052-831-2185

利用料金

利用料金は、利用者の年金収入等に応じて、負担が増えないように、軽減の仕組みがあります。障害福祉サービスの月ごとの利用者負担には所得に応じて4区分の上限月額が設定されています。食費、光熱水費等の実費負担についても、減免措置が適用される場合があります。

詳しくは、厚生労働省のHP(障害者の利用者負担)をご覧ください。
厚生労働省HPはこちらから▶

